経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第十三条第三項及び第十七条第三項」を「及び第十三条第三項」に改める。

第十七条第三項中「及び第八条第二項の規定により調査員が作成した調査区内事業所名簿を修正し、都道府県知事に対し速やかに提出しなければならない」を「を修正しなければならない」に改め、同条第四項中「前項」を「総務大臣に対しその定める期限までに、前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項」に改め、「及び調査区内事業所名簿」及び「総務大臣に対し速やかに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村長は、都道府県知事に対しその定める期限までに、前項の規定に基づき修正した調査区地区図等の有無を報告するとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地区図等があるときは、当該調査区地区図等を併せて提出しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年三月二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
二四五五	二二、一二	檜垣　和孝
二四五六	二二、一二	髙橋　誠一
二四五七	二二、一二	小俣　悟美
二四五八	二二、一二	松村　栄
二四五九	二二、一二	岡本　理博
二四六〇	二二、一二	西牧　門
二四六一	二二、一二	小形　聰
二四六二	二二、一二	宮島　克宣
二四六三	二二、一二	佐藤　均
二四六四	二二、一二	橋本　恵美
二四六五	二二、一二	成田　邦典
二四六六	二二、一二	四方　宏治
二四六七	二二、一二	大川　圭介
二四六八	二二、一二	杉浦　明美
二四六九	二二、一二	田村　次郎
二四七〇	二二、一二	木村　禎一
二四七一	二二、一二	大塚　政晴
二四七二	二二、一二	鹿本　要成
二四七三	二二、一二	朝山　茂樹
二四七四	二二、一二	砂邊　信男
二四七五	二二、一二	杉井　卓男
二四七六	二二、一二	熱田　稔敬
二四七七	二二、一二	青坂　彰
二四七八	二二、一二	栗原　登
二四七九	二二、一二	坂爪　昭六
二四八〇	二二、一二	加藤　直親

○法務省告示第百四号

富山県射水市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

富山県新湊市海老江九十七番地　米本松次郎

○法務省告示第百五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十二年三月二日から効力を生ずる。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

東京法務局所属　公証人　加澤　正樹

同　寺尾　洋

さいたま地方法務局所属　公証人　太田　修

鹿児島地方法務局所属　公証人　篠原　安彦

○法務省告示第百六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

新潟県社会保険労務士会

新潟市中央区川岸町一丁目四十八番地八

認証年月日

平成二十二年三月二日

○法務省告示第百七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

広島県社会保険労務士会

広島市中区幟町三番五十四号

認証年月日

平成二十二年三月十日

○法務省告示第百八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

岐阜県社会保険労務士会

岐阜県岐阜市薮田南一丁目七番二十二号

認証年月日

平成二十二年三月十日

○法務省告示第百九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

石川県社会保険労務士会

石川県金沢市玉鉾二丁目五百二番地

認証年月日

平成二十二年三月十日

○法務省告示第百十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年三月二日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都葛飾区金町六丁目二番一―1908号
彭為鑫　昭和46年4月23日生

劉永卿　平成10年3月8日生

住所　兵庫県淡路市郡家615番地5
張雨荷　昭和56年6月21日生

住所　千葉県松戸市常盤平3丁目25番地
瀋建梁　昭和54年11月5日生

住所　大阪市中央区南久宝寺町2丁目5番7―606号
厳琰　昭和58年1月6日生

住所　大阪市東淀川区上新庄2丁目4番14―509号
朴素紅　昭和55年10月7日生

住所　大阪市平野区瓜破東1丁目1番35号
楊暁雨　昭和51年9月10日生

住所　大阪市旭区中宮5丁目8番21号
王娜　昭和51年3月1日生

住所　大阪府箕面市粟生外院2丁目11番51号
陶尊栄　昭和33年3月9日生

住所　兵庫県芦屋市若葉町4番1―1031号
于英傑　昭和57年7月7日生

住所　大阪府泉佐野市高松東1丁目1番6号
許仁鏡　昭和58年5月15日生

住所　大阪市住吉区南住吉1丁目6番24号
王艶艶　昭和52年4月20日生

住所　大阪府枚方市津田駅前2丁目25番7―306号
姜錦実　昭和54年2月8日生

住所　長野県伊那市西箕輪8015番地2
金勇男　昭和54年10月17日生

住所　栃木県真岡市西郷2585番地428
李花　昭和48年5月30日生

韓采洪　平成6年4月8日生

住所　東京都台東区入谷1丁目8番2―803号
陳萍　昭和59年7月22日生

陳鑫　平成5年8月16日生

住所　東京都中野区上高田1丁目1番22号
全星霖　昭和54年2月21日生

住所　東京都世田谷区桜上水一丁目5番11号
陸国栄　昭和57年2月2日生

住所　東京都荒川区荒川3丁目76番1―503号
廖京軍　昭和49年2月18日生

住所　東京都昭島市上川原町3丁目5番9号
金広玉　昭和52年1月15日生